TODAY in Japan 2014





タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



特定地域における

一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び 活性化に関する特別措置法等の一部を 改正する法律が成立しました。

平成25年11月20日、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送 事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法 律」が成立しました。

本法(改正タクシー適正化・活性化法等)の成立により、タクシー業 界は、長く要望して参りました需給と運賃の適正化について、大きな 一歩を踏み出すこととなりました。

今後、タクシー業界としては、監督官庁等のご指導と関係者のご協 力のもと、業界の適正化・活性化に一致団結して取り組み、利用者の 皆様から信頼され、また働く者にも夢のある業界を目指して参ります。



CONTENTS

●改正法成立	1	●環境に優しいタクシー・・・・・ 14
●事業者数と車両数	3	●ケア輸送サービス
●輸送人員と営業収入	5	●安全・安心輸送を支える人々 17
●事業規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6	●厳しい労働環境19
●経営の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	●交通安全対策······21
●年間納税額·····	8	●防犯対策······23
●タクシーの運賃・料金	9	●社会貢献 · · · · · · 24
●お客様のニーズに応える地域公共交通機関	11	◉広報活動······25
●観光タクシー	13	●都道府県協会一覧

改正法による制度変更のポイント

特 措 法



■新規参入:許 可 制 ■増 車:届 出 制 自動認可運賃

(下限割れには厳正な審査)

■新規参入:許 可 制 ■増 車:届 出 制 ■自動認可運賃

(下限割れには厳正な審査)

特定地域(大臣指定)

■新規参入:許可制 ■増 車:認可制

■自動認可運賃

(下限割れには厳正な審査)

独禁法適用 協議会 地域計画

特定事業計画

(自主的な需要活性化策と 併せて供給削減措置を実施)

※指定事由がなくなったと認める ときは指定期間に関わらず解除

特定地域(大臣指定・運審諮問)

■新規参入・増車:禁止 ■強制力ある供給削減措置

■公定幅運賃 (下限割れには変更命令)



(自主的な需要活性化策と 併せて供給削減措置を実施)

削減の勧告・命令 ※指定事由がなくなったと認める

ときは指定期間に関わらず解除

営業方法による

事業者が事業者計

画の認可を受ける

準特定地域(大臣指定)

期間3年

■新規参入:許可制

■増 車:認可制

■公定幅運賃 (下限割れには変更命令)



活性化事業計

(自主的な需要活性化策と 併せて供給削減措置を実施)

> 新規参入の許可 増車の認可

※指定事由がなくなったと認める ときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
	登録制 (講 習)	登録制 〔試 験〕

新

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)		
登録制 (講 習)	登録制 (試 験)	登録制 〔試 験〕		

道路運送法





■過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

■事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

1 写真提供:(株)東京交通新聞社

事業者数と車両数

68

(368)



347

557

規制緩和以降、長引く需要減少と相まって、タクシー事業は多くの地域で供給過剰が進行し、利用 者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。 この問題を解決するため、タクシー適正化・活性化法に基づき、法人タクシーはサービスの活性化、



(注)福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、 要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが 難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。

タクシー総車両数

455· 福祉輸送限定事業者数 789 33,766. 法人車両数 1,164 福祉輸送限定車両数 (15,564)個人タクシー

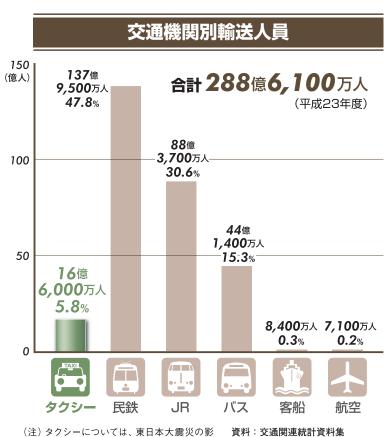
151

(1,360)

輸送人員と営業収入

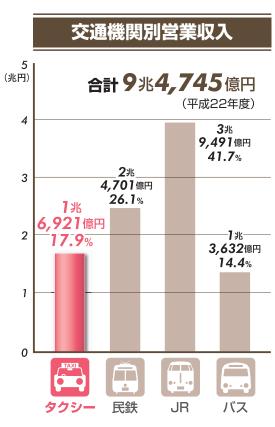
事業規模

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需 要は減少傾向にあります。

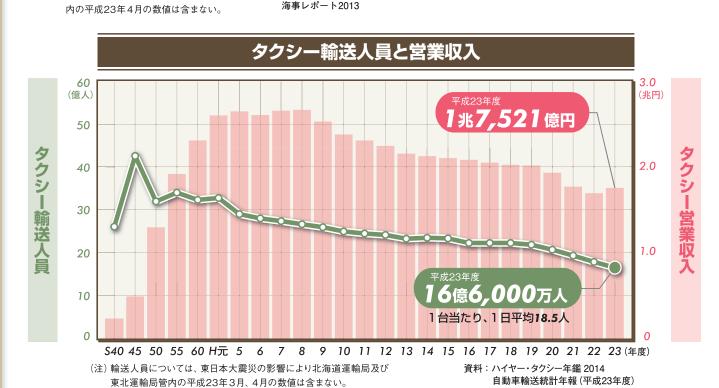


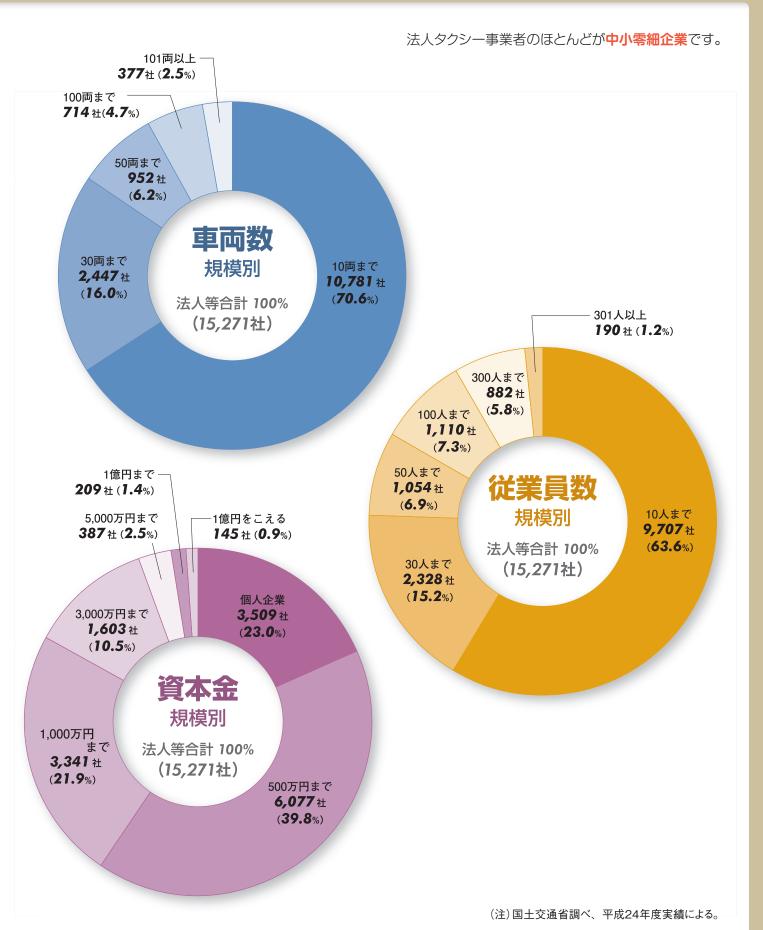
響により北海道運輸局及び東北運輸局管





資料:数字で見る自動車2013 鉄道統計年報(平成22年度)





5

経営の現状

原価構成

TAXI

年間納税額

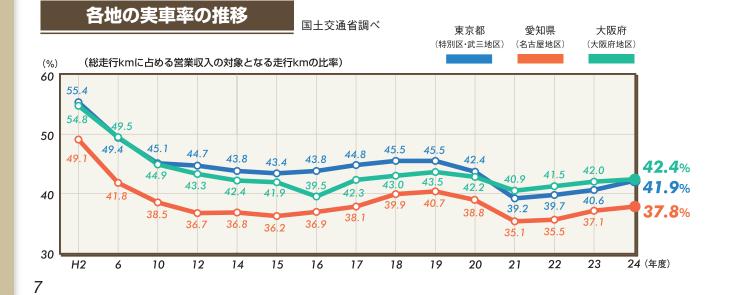


タクシー事業は典型的な労働集約産業 です。運転者等の人件費と石油情勢の影 響を受けやすい燃料費で原価の約8割を 占めます。世界的な景気後退に伴う昨今 の資金難や需要の減少は、経営に深刻な 影響をもたらしています。

資料: ハイヤー・タクシー年鑑2014

平成22年度





タクシー1台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額 ▶▶▶ (普通車) **438**, **103**円

燃料LPGに課税

	項目		金額	算出の基礎
	石油ガス税	15	9,593 ⊓	税 額=1ℓ9円80銭 年間走行=89,244km(1日247.9km) 保持キロ=1ℓ5.48km
	石油石炭税	1	2,220 円	税 額=1t 1,340円 年間使用量=16,285ℓ
国税	· 消費税 -	車両	普通車 25,400円	車両価格2,540,000円の5/100 =127,000円÷5年
		燃料油脂費 56,374円 車両修繕費 12,702円		23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 7.1/100=3,089円×365日×5/100
				23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 1.6/100=696円×365日×5/100
		営	業外費 7,939 _円	23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 1.0/100=435円×365日×5/100
		そ(の他経費 131,035円	23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 16.5/100=7,180円×365日×5/100
	自動車重量税		8,100 円	0.5t当たり2,700円



地岩	自動車取得税	_{普通車} 15,240 _円	車両価格2,540,000円の3/100 =76,200円÷5年
税	自動車税	9,500 _円	(営業用)1500ccを超えるもの

昭和59年4月1日より 課税

北海道運輸局

旭川A

室蘭 /帯広 A/

札幌B

- 岩手県 A

帯広 B

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者の間に不当に差 別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそ れがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃※の中から申請を行 い、国土交通大臣から認可を受けた運賃(タクシー適正化・活性化法により指定された 特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃)により営業を行っており、 相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

距離制運賃(時間距離併用)

●初乗り運賃+初乗り距離を超えて走行した場合、 距離に応じた加算運賃

例:東京都(特別区・武三地区)

普通車の上限運賃 初乗 2 km 730円 加算 280m 90円

(※ 時間距離併用 1 分45秒 90円)

√※…10km /h に満たない限界速度で走行した場合、**→** 当該時間を距離に換算

時間制運賃

営業所で事前特約による実拘束時間に応じた運賃

例:東京都(特別区・武三地区)

普通車の上限運賃 初乗 1 時間 4,650円 加算30分 2,110円

定額運賃

- ●特定の運送区間について定額による運賃
- ・施設間又は施設との一定のエリア間
- ・大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
- ・観光ルート別

割引運賃

公共的割引

身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者等

●遠距離割引

- 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合 の割引
- 例:7,000円超え1割引
- 営業的割引
- クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

●深夜早朝、冬期、寝台など

運賃ブロック ※上限から下限まで10円刻みの初乗り運 (平成26年3月末現在)

ブロック

賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需

要構造や原価水準を考慮して定められた 98の運賃適用地域(運賃ブロック)ごと に設定されています。この上限額より高 い運賃を申請する場合は、運賃ブロック ごとに申請者の法人タクシー車両総数が 当該地域の7割以上とする等の条件を満 たした運賃改定手続きが必要です。

宮城県郡部 山形県 B 近畿運輸局 新潟県 B 福島県 群馬県 B 富山 **阜根**県 暦 岐 栃木県 ¥馬県 Δ 九州運輸局 中国運輸局 姫路·東西播 埼玉県 島根県本土 山口県 / 広島県 B 広島県A 岡山県

有田·御坊

四国運輸局

-小田原・泉 →徳島県郡部

ブロック 中部運輸局 沖縄県本島

徳島県

沖縄 (総合事務局)

高知県高知市域

8 ブロック

Ö

運賃の基本は、計量法が適用されるメーター

を使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域

により異なる運賃・料金もあります。

北陸信越運輸局

料金

迎車回送料金

東北運輸局

●お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送 する場合に適用

待ち料金

●お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に 適用

サービス指定予約料金

- 1 車両 1 回ごとの定額。下記のいずれにも該当 する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受
 - ・時間指定配車料金

旭川B

札幌 C

函館A

青森県

岩手県 B

千莖県 Δ

宮城県仙台

秋田県 B

秋田県 A

関東運輸局

山形県 A

- お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
- ・車両指定配車料金
- ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用
- ※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が 不要とされています。

お客様の二一ズに応える地域公共交 通機関



365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

バスの便がない地域などにお住まいの方々やグループでの観光旅行などに、一人あたりの定額運賃で、定員まで相乗りできます。路線方式(定期、不定期)と区域運行方式(前日までの予約に対応して自宅等までタクシーが迎えに来るオンデマンド)があり、全国で3,568コース10,548台(平成25年3月末現在)が運行しています。

330コース

路線バスのない地域や時間帯に対応した 過疎型	2,738 ⊐−ス
マイカーが利用できない移動困難な高齢者など の通院等お出かけ支援に対応する 福祉型	39 コース
地域の観光スポットを効率よく周遊する 観光型	213コース



福祉タクシー、ユニバーサルデザインタクシー



空港と周辺市町村を結ぶ空港型

車椅子や寝台が必要な方々の通院等の外出に、リフト、スロープ、寝台を備え付けた福祉車両に乗車できます。また、健常者はもちろん、高齢者、障害者、車いす使用者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすいユニバーサルデザインタクシーの普及も進んでいます。

タクシー代行

全国で年間約90万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、「全タク連タクシー代行陸送保険」などの対人対物保険に加入しています。

11



育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、専門の研修を受けたドライバーがチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけでの乗車もできます。



八イグレードタクシー

冠婚葬祭での使用をはじめ、ビジネスシーンにも 便利なハイグレード車両により、優良な乗務員がお 迎えにあがります。



定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、 あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送 りします。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に対し、指定居宅サービス事業者のタクシーではヘルパー資格を保有する運転者や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。

救援・救急タクシー

高齢者や体の不自由な方々に対し、携帯電話等を活用した緊急通報制度により、緊急事態の場合には、近くを走行するタクシーがご自宅に急行します。

便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が 困難な方に、病院の予約や買い 物代行、書類の受け渡しなど必要 なときに必要なサービスを提供し ます。

観光タクシー

名勝地や歴史、名物などの 知識豊富な運転者が おもてなしの心でご案内します。

観光ガイドタクシー認定制度



各地でタクシー協会と自治体、観光関係団 体等が一体となり、観光ガイドに相応しい運 転者を養成・認定する制度が広がっています。 認定された運転者が、観光で訪れたお客様に 地域の観光スポットや特産物等をご案内してい ます。



観光型乗合タクシー

観光地の見所を効率よく廻りたい ときに、便利で割安な観光型乗合タ



早成_0年0月_0日交付 平成_0年0月_0日まで有効

観光コースの設定

各事業者やタクシー協会により主要な観光 スポット等を巡る多彩なコースをご用意してい ます。事前予約により、時間制運賃やルート 別の定額運賃でご利用いただけます。



外国からのお客様にも

国際便の乗り入れが始まった羽田空港をはじめ、指差し 外国語シートを備え付けたタクシーが全国で外国人のお客 様に対応しています。



環境に優しいタクシー



二酸化炭素排出量の軽減に努力します ~

ハイヤー・タクシー業界の 低炭素社会実行計画

(自主的行動計画)

全タク連 平成25年12月11日

2020年度目標値(総量目標)

2010年度比20%のCO2を削減する。

19クシー車両の環境対応車への切り替え

●2020年度までにタクシー車両の30%をHV車及 びEV車等への代替えを進めるとともに、LPガス を燃料とするHV車の早期販売を自動車メーカー へ働きかける。

2タクシー車両数の適正化

●2013年11月に改正された「特定地域における 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化 に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消 するため減・休車の実施を推進する。

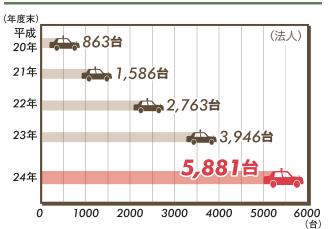
3タクシーの利用促進

- ●ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い 乗務員の養成を図る。
- ●タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進 技術の導入を促進することにより、利用者利便の 向上を図り利用促進を図る。
- ●乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制 に繋げる。
- 4観光タクシーの充実及びPR
- 5運行の効率化
- ⑥エコドライブ等の実施 など

電気自動車(EVタクシー)

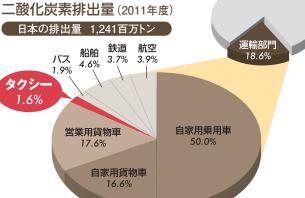
プラグインハイブリッド タクシー

全国で低燃費車両の導入が進んでいます



※ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、 電気自動車タクシー等の合計台数(全タク連調べ)

運輸部門の運輸機関別



(出典:国土交通省HPのデータをもとに作成)

タクシーは環境に優しい LPG 車を使っています

- ●LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるも ので、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- ●82%がLPG車です。 (平成25年3月末)

グリーン経営 (環境負荷の少ない事業運営)を 推進しています

●グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グ リーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取 組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行う ものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に 向けた取組みの目標設定とその評価が容易になり、自主的で 継続的な環境保全活動を行うことができます。

(平成25年12月現在で474事業所が認証を取得)

ケア輸送サービス



高齢者、障害者等手助けが必要な方々のための タクシーの外出支援サービスを**ケア輸送サービス**と呼んでいます。



国のバリアフリー基本方針

【目標】福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)約28,000台

安定した乗り心地のセダン型の一般タクシーに加え、全国で約 **13,900**台の**福祉タクシー**が利用できるほか、最近では**ユニバーサルデザインタクシー**の導入も進んでいます。

福祉タクシー

乗り降りが容易な回転シート付きのセダン型車両、車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型 車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両。



共同配車センター

前日までの予約で、ヘルパーやケア輸送士の運転者が、介助が必要な高齢者、 障害者の「お出かけしたい」をお手伝い します。

福祉タクシーを活用した共同配車センターが**東京、大阪、岐阜東濃地区、京都** で運営されています。



ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている車両で流し営業も行う通常のタクシー。





ユニバーサルデザインタクシー (UDレベル2)



バリアフリー対応乗合タクシー の表示マークデザイン

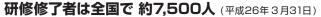
国のバリアフリー基本方針 2

職員等関係者に対する適切な教育訓練

職員や運転者に対する教育は、社内だけでなく無線協同組合、各県タクシー協会などが継続的に行っています。平成23年からは、統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を各地で行っています。

ユニバーサルドライバー研修

ユニバーサルデザインタクシーの実車化などに対応して新設された集合研修(7時間)。高齢者や障害者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適正な対応ができるように一般タクシー乗務員の接遇向上を目指しています。





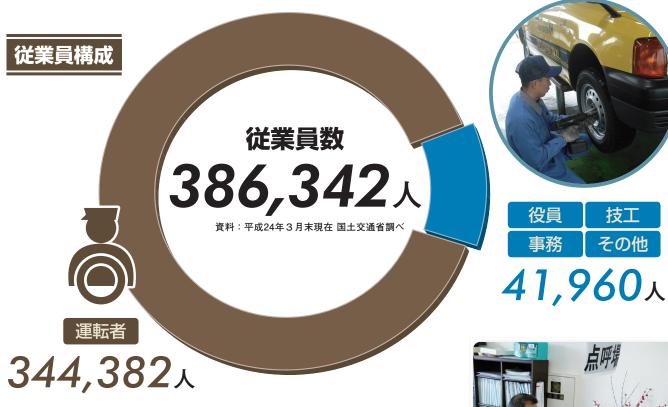




安全・安心輸送を支える人々



タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。



運転者(男性)の平均年齢と勤続年数

平均年齢 58.4歳

勤続年数

9.3年

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)



出庫前のアルコールチェック



女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が 好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさ らに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤 務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れて います。



出庫前の点検をする女性乗務員

女性乗務員数の推移



女性乗務員の構成比率が高い都道府県

●富山……8.0%

4山形……5.4%

総運転者数に占める女性乗務員の構成比率は、 全国平均で**2.3%**です。

2山口······ 5.9%

⑤新潟····· 5.2%

3島根····· 5.6% **6**長野····· 4.4%

運転者登録制度

昭和45年、政府は、「タクシー業務適正化臨時措置法(現「タクシー業務適正化特別措置法」)」を制定し、東京(23区と武蔵野、三鷹の両市)と大阪(大阪市及び大阪市の周辺地域)のタクシー運転者は、運輸大臣(現国土交通大臣)が指定した登録機関に登録しなければならないこととしました。

政府は、運転者の登録制度を創設するとともに登録 の拒否や取消要件を定め、タクシー事業の適正化を図 ることとしたものです。

この結果、現在では、東京、大阪の他、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広

島、北九州及び福岡の各地域で運転者登録制度が導入されています。(平成27年10月1日、タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する)



17 写真提供: 両備グレースタクシー(株)

厳しい労働環境



公共交通の一翼を担うタクシーは、利用者のニーズに応じるため、拘束時間が長く深 夜労働の比重が高いという労働環境の下にあります。また、賃金も利用者の減少傾向を 反映して厳しい状況にあり、運転者(男性)の年間賃金は全産業男性労働者と比較して 約226万円(平成25年)低くなっています。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

の労働条件の改善を 図るため、厚生労働 ■ 大臣告示により拘束 ■ 時間の限度や休日労 働の回数が定められ

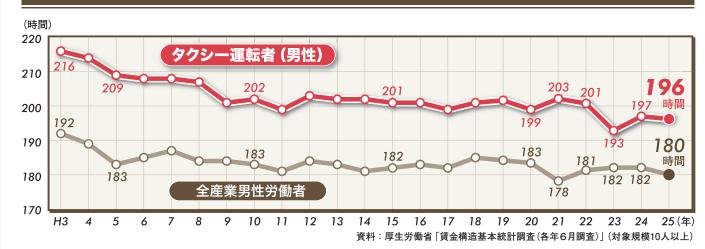
		日勤の勤務	
拘束時間	1日 1カ月	13時間以内 299時間以内	(特例あり)
大拘束時間	1日	16時間以内	(特例あり)
休息期間	継続8日	寺間以上	

隔日の勤務 1勤務 21時間 1カ月 262時間 [地域的事情等により延長あり](特例あり) 21時間 (特例あり) 継続20時間以上

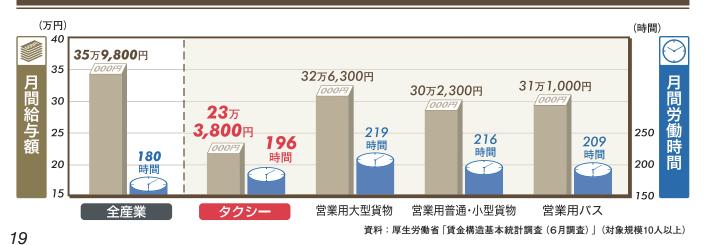
1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内 1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回

(改正:平成9年1月30日、厚生労働省告示第4号)

月間労働時間の推移



自動車運転者(男性)の賃金、労働時間の状況 (平成25年)



年間賃金水準



٦		全産業	タクシー
	平成元年	479.53万円	370.63万円
	5年	549.16	411.03
	10年	569.68	367.16
	15年	547.81	314.82
	20年	550.39	326.32
	21年	529.82	280.75
	22年	523.02	278.25
	23年	526.76	291.19
-	24年	529.68	296.12
	25年	524.10	298.02

資料:厚生労働省

安全輸送の確保、利用者の利便向上と 良質なタクシーサービスをお届けするために

法人事業者のサービス等に関する評価

(公財)東京タクシーセンターでは、タクシー評価委員会を設け、東 京特定指定地域 (東京23区、武蔵野市及び三鷹市) の法人タクシー事 業者を法令遵守面、旅客接遇面、安全管理面の3つの側面を審査し、 その合計点数からA、B、Cの3段階に分類し、A評価以上の事業 者を「優良事業者」として公表。平成24年4月1日から平成25年3 月31日までの期間において、215社が優良事業者として選ばれてい ます。



優良表示

「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策」認定制度

大阪府タクシー準特定地域合同協議会では、「タクシー運転者の質 の向上」「タクシー運転者の健康管理充実・強化」の認定制度を実施。 認定された事業者は公表され、認定を受けた事業者の車両には専用 のステッカー(愛称: ニンタク)が貼付されています。平成25年10月 29日現在 49社。



交通安全対策 ~たゆまぬ努力~



タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、全事故発生件数に比べ減少傾向は緩やかな状況にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

交通事故発生状況(指数) 110 90 80 70 60 50 H16 17 18 19 20 21 22 23 24 25(年)

ハイ・タク事業における 総合安全プラン2009

国の方針を踏まえ、平成21年9月に策定

交通事故削減目標

- ○平成30年までに、法人タクシーが第1当事者となる、死亡事故件数を 20件以下に全事故件数を 10,000件以下に
- ○飲酒運転ゼロ
- (注)①左のグラフは交通事故の発生状況を、平成16年を100として指数で表したものです。
- ②タクシー欄は、法人タクシーのみの数値です。(個人タクシーを除く) ③タクシーの事故件数は、物損事故を除き、法人タクシーが第1当事者となったもの。
- ④タクシーの死者数は、死亡事故件数を計上しています。
- ⑤警察庁調べ

		平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総	全事故件数	952,191	933,828	886,864	832,454	766,147	736,688	725,773	690,907	665,138	628,248
数	全死者数	7,358	6,871	6,352	5,744	5,155	4,914	4,726	4,611	4,411	4,373
タク	事故件数	23,126	23,330	22,227	21,078	20,760	20,851	20,248	19,182	17,749	16,323
シ	死 者 数	40	46	44	29	40	36	37	44	33	36

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。



1 計画 Plan 2 東施 Act 3 チェック Check

◆●の手順を継続的に 繰り返すことによって 輸送の安全のレベルアップを 図ろうとするものです。

Plan
Do
Scheck

安全性の向上のための計画を作成し計画に基づく安全対策を実施して実施してことによる効果を評価して

実施したことによる効果を評価して 改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する /

運行管理者の選任

タクシーを 5 両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに 1 名の運行管理者を選任しなければなりません。

運行管理者の主な業務

- ①乗務開始前・乗務終了後点呼の実施
- ②乗務割の作成
- ③乗務記録と運行記録計による管理
- ④乗務員教育
- ⑤トラブル発生時や異常気象時等の措置
- ⑥事故発生後の措置

教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後 点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康 管理を含む指導を行うとともに、国の指針に 則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事 故対策機構の適性診断を受診させています。

優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員等を表彰し、 士気の高揚を図っています。

また、平成20年より、人命救助や捜査協力等の善行に対しても表彰しています。

平成25年

優良乗務員表彰 58人(累計4,211人)

憂良乗務員証 75人(累計4,143人)



上成团

後部座席シートベルト 着用の推進

後席に乗車し、シートベルト未装着のときに事故が発生すると、車外に放出されることもあります。また、前席の乗客等にぶつかるなどにより被害者となるだけでなく加害者となる可能性があります。



ドライブレコーダー

搭載台数 約10.2万台 (平成25年3月末現在) (搭載割合は約49.8% 法人タクシー)

車両のルームミラー付近にカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。(交通事故の瞬間等衝撃があった場合に、事故等の前後15秒から30秒の間の映像等を記録保存できます)

防犯対策

タクシー事業者は、運転者に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。

更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況 防犯仕切板 防犯カメラ 役置なし 43,493両 設置あり 設置あり 82,175両 24.5% 設置なし 車内防犯カメラ 134,029両 46.3% 95,347両 7/5/5% *5*3.7% 全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会 調査年月日:平成25年3月末現在

タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に 多発しています。

年	次区分次	認知事件数	検挙事件数	検 挙 率
平	成17年	196	104	53.1
	18年	178	116	65.2
	19年	184	117	63.6
	20年	196	126	64.3
	21年	155	129	83.2
	22年	105	76	72.4
	23年	119	98	82.4
	24年	113	100	88.5
増	件数	-6	+2	1 / 1
減	率(%)	-5.0	+2.0	+6.1



タクシー強盗を想定した防犯訓練



営業所における警察官の防犯指導

タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

フラン 法血にがいずる例が全十と外た。				
項目	基準の概要			
防犯 責任者	・営業所等で防犯責任者を指定 ・乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、 防犯指導、防犯訓練等			
乗務員	・車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ・乗客に対する声かけの励行、必要最少限度 の現金の所持 ・車外防犯灯の活用、身の危険を感じたとき の対応要領等			
防犯設備	・車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等 防犯設備の設置等			
その他	・事業者の防犯必携 (防犯マニュアル) の作成 ・車外防犯灯に関する広報等			

社会貢献



私たちは、地域の皆様の生活をサポートするため、便利タクシー、福祉タクシー、介護タクシー、救急・救援タクシー、妊産婦送迎タクシー、育児支援タクシー、デマンド型乗合タクシー等を運行していますが、日頃の皆様のご愛顧に感謝し、「社会から信頼される良き企業市民」を目指して、次のような活動にも取り組んでいます。

地域の皆様との共生を目指して

- ●寄附金や義援金等の贈呈
- 交通安全グッズや車椅子等の寄贈
- ●高齢者等を対象とした交通安全教室の開催
- 障害者割引や免許返納者割引等、各種割引制度の実施
- ●障害児(者)等の動物園、旅行等への招待
- 被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎
- 駅前広場や公園、タクシー乗り場等の清掃
- •バリアフリー教室の開催
- 献 血



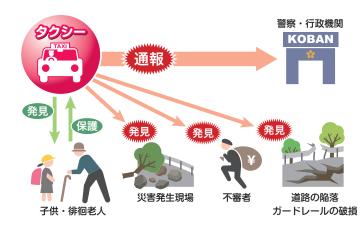
鹿児島・車椅子寄贈130台達成



禾川、盐血风鸟

地域の安全を確保するために

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。そして、ドライブレコーダーというカメラと無線という通信手段を持っています。私たちは、この特性を生かし、警察や地方自治体と協力して、助けを求める子供や徘徊老人の保護に努めるほか、不審者や災害発生現場の状況等に関する情報を関係機関に通報しています。



東日本大震災の発生に際し

東日本大震災の発生に際し、私たちは、道路が寸断し他の公共 交通機関が途絶状態にある中、機動性を生かし、医療スタッフや 患者の皆様、地方自治体職員等の輸送を担わせていただくととも に、支援物資の輸送に協力させていただきました。

また、医療・人道援助国際NGO**「国境なき医師団」**の医療スタッフにつきましても、最寄りの空港と活動拠点間の輸送を担わせていただき、感謝状をいただきました。



成計

広報活動

❸月5日は

タクシーが我 が国に誕生した のは、大正元年 (1912年)8月 5日(注)です。現

在の東京・有楽町マリオンが所在する地(千代田区有楽町 2-5) に設立された「タクシー自働車株式会社」が、タク シーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始し ました。全タク連では平成元年(1989年)にこの日を 「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャン ペーンを実施しています。

(注) タクシーの営業開始月が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。



「各県協会のホームページ」

全タク連では定期刊行物の発 行をはじめとして、ホームペー ジにおいて各種資料の提供或い は情報公開に努めています。

また各都道府県ハイヤー・タク

シー協会においてもホームペー

ジ或いは刊行物の発行などによ

り情報の提供を行っています。





















検索サイト「全国タクシーガイド」開始

「全国タクシーガイド」のサービスを開始しました。3,000社を超えるハイヤー・タクシー 事業者に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者は、観光、福祉、育児支援、妊 婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を、都道府県別に知ることができます。



http://www.taxi-guide.jp

遠方に急な出張!

観光旅行の準備!

予定外の飲み会!

タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索! 遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、 全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。











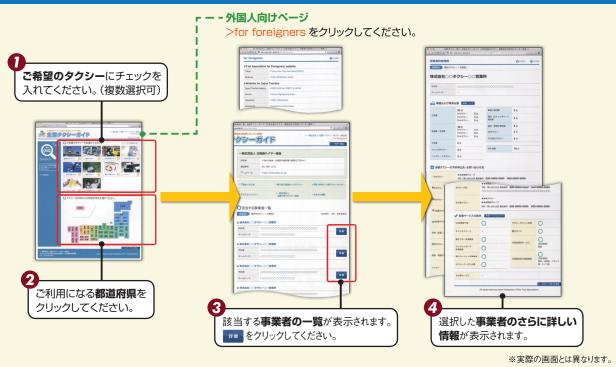












平成26年4月1日現在

田		is # +#	平成20年4月1 電話∙FAX		
団体名	=004.0000	所 在 地			
(一社)北海道ハイヤー協会	₹064-0808	札幌市中央区南八条西15-4-1		FAX: 011-551-0161	
(一社)青森県タクシー協会	₹030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	1800 C 200 C 2	FAX: 017-739-0448	
(一社) 岩手県タクシー協会	₹020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館		FAX: 019-637-3109	
(一社)宮城県タクシー協会	₹984-0002	仙台市若林区卸町東3-2-38		FAX: 022-288-1114	
(一社)秋田県ハイヤー協会	₹010-0962	秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館		FAX: 018-864-1353	
(一社) 山形県ハイヤー協会	〒990-2161	山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館		FAX: 023-686-2503	
(一社) 福島県タクシー協会	₹960-8165	福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館		FAX: 024-546-9845	
(一社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0844	水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館		FAX: 029-247-2114	
(一社) 栃木県タクシー協会	₹321-0169	宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館		FAX: 028-659-4512	
群馬県ハイヤー協会	〒379-2166	前橋市野中町588		FAX: 027-263-0611	
(一社) 埼玉県乗用自動車協会		さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル		FAX: 048-863-7833	
(一社) 千葉県タクシー協会		千葉市美浜区新港212-2 千葉県交通会館		FAX: 043-248-6306	
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074	千代田区九段南4-8-13 自動車会館	S-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3	FAX: 03-3221-7665	
(一社) 神奈川県タクシー協会	₹231-0066	横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館		FAX: 045-241-3581	
(一社)山梨県タクシー協会	₹406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館		FAX: 055-262-1213	
新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901	新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイ・タク会館		FAX: 025-247-0655	
富山県タクシー協会	〒930-0992	富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622	FAX: 076-423-0631	
石川県タクシー協会	₹920-8203	金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348	FAX: 076-268-1349	
(一社) 長野県タクシー協会	₹381-0034	長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177	FAX: 026-228-9558	
(一社) 福井県タクシー協会	₹918-8023	福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722	FAX: 0776-34-1723	
岐阜県タクシー協会	₹501-6133	岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728	FAX: 058-279-3677	
商業組合 静岡県タクシー協会	₹422-8004	静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401	FAX: 054-261-1403	
愛知県タクシー協議会					
愛知県タクシー協会		名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館		FAX: 052-872-0968	
名古屋タクシー協会		名古屋市昭和区淹子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601	FAX: 052-871-8715	
(一社)三重県タクシー協会		津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会議所会館		FAX: 059-234-8448	
(一社)滋賀県タクシー協会	₹524-0104 =040.0440	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館		FAX: 077-585-8262	
(一社)京都府タクシー協会	₹612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館		FAX: 075-682-5325	
(一社)大阪タクシー協会	₹541-0059	大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル		FAX: 06-6125-5445	
(一社)兵庫県タクシー協会	∓ 650-0004	神戸市中央区中山手通6-1-34		FAX: 078-341-5617	
(一社)奈良県タクシー協会	∓639-1037 =040-0040	大和郡山市額田部北町981-8 奈良県自動車会館		FAX: 0743-23-1181	
(一社)和歌山県タクシー協会		和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館		FAX: 073-422-3351	
鳥取県ハイヤータクシー協会		鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内		FAX: 0857-21-8670	
(一社)島根県旅客自動車協会		松江市馬潟町64-3		FAX: 0852-37-1158	
(一社)岡山県タクシー協会	₹703-8286			FAX: 086-273-7475	
(一社)広島県タクシー協会		広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー年金会館		FAX: 082-293-9296	
(一社)山口県タクシー協会	0.000.000.000.000.000	山口市葵1-5-58 山口県自動車会館		FAX: 083-922-4303	
徳島県タクシー協会		徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館		FAX: 088-641-4646	
香川県タクシー協同組合		高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館		FAX: 087-823-3617	
愛媛県ハイヤー・タクシー協会	∓ 790-0067	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481	FAX: 089-947-6721	
高知県ハイヤー・タクシー協議会	=704 5400	= m+ L'+7 +070 0 = m+17 A de	000 000 0555	54V 000 000 0550	
(一社) 高知県ハイヤー協会 高知市ハイヤー協同組合		高知市大津乙1879-9 高知交通会館 高知市大津乙1879-9 高知交通会館		FAX: 088-866-6556 FAX: 088-866-6741	
(一社)福岡県タクシー協会		福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル		FAX: 092-474-8350	
(一社)佐賀県バス・タクシー協会		佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館		FAX: 0952-31-2342	
(一社)長崎県タクシー協会		長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館		FAX: 095-839-8400	
(一社)熊本県タクシー協会		熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館		FAX: 096-365-5986	
(一社)大分県タクシー協会		大分市大津町3-4-13 大分県交通会館		FAX: 097-558-5756	
(一社)宮崎県タクシー協会		宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-24		FAX: 0985-54-8320	
(一社) 鹿児島県タクシー協会		鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	Section Control of the Control of th	FAX: 099-222-3653	
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	112	那覇市泉崎2-103-4		FAX: 098-853-5075	
(一江) が視示ハイヤー・ダンシー協会	₹900-0021	70年月1177天 阿乙-1 U-3-4	090-005-1344	LWY: 080-000-2012	

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人:富田昌孝 編集人:各務正人 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階 TEL. 03(3239)1531(代表)/FAX. 03(3239)1619

> URL : http://www.taxi-japan.or.jp E-mail : info@taxi-japan.or.jp